

甲府地区広域行政事務組合財務規則（昭和48年規則第4号）の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和8年2月26日

甲府地区広域行政事務組合
管理者 樋口雄一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

甲府地区広域行政事務組合消防本部庁舎自動販売機設置に係る賃貸借契約

(2) 貸付物件

所在地及び設置箇所	設置場所	貸付面積 (㎡)	設置台数
甲府市伊勢 3-8-23	屋内	0.67	1台
本部1階			
甲府市丸の内 1-1-19	屋内	0.90	1台
中央署1階			
甲斐市竜王 3314-1	屋外	0.90	1台
西署1階			

(3) 予定価格

公表しない。

(4) 貸付期間

令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで

第1年次 令和8年4月1日～令和9年3月31日

第2年次 令和9年4月1日～令和10年3月31日

第3年次 令和10年4月1日～令和11年3月31日

(5) 用途

自動販売機の設置・運営に限る。

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号

に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 法人にあっては山梨県内に本店・支店または営業所を有し、個人にあっては山梨県内に事業所等を設けて事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理及び運営に通算3年以上の実績を有し、かつ、現時点においても行っている者であること。
- (7) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

3 募集要項、仕様書の配付期間、配付場所及び配布方法

(1) 配付期間

令和8年2月26日（木）から令和8年3月9日（月）まで

（この期間内の土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

午前9時から午後5時まで

(2) 配付場所

甲府地区広域行政事務組合消防本部総務課庶務係（庁舎2階）

甲府市伊勢三丁目8番23号

電話番号 055-222-1209

(3) 配付方法

直接配付とし、郵送又は電送は行わない。

ただし、甲府地区広域行政事務組合消防本部ホームページ（新着情報）から情報を入手する場合は、この限りではない。

4 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」ほか提出書類を次の申込場所まで持参すること。

(1) 申込期間

令和8年2月26日（木）から令和8年3月9日（月）まで

（この期間内の土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 申込場所

甲府地区広域行政事務組合消防本部総務課庶務係（庁舎 2 階）

甲府市伊勢三丁目 8 番 2 3 号

電話番号 055-222-1209

5 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 8 年 3 月 23 日（月）午前 10 時 00 分から

(2) 場所

甲府地区広域行政事務組合消防本部（庁舎 2 階 会議室）

甲府市伊勢三丁目 8 番 2 3 号

ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

6 入札方法

入札書に記載する金額は年額とし、消費税抜きの金額を記載すること。

（貸付料は落札金額に消費税を加えた額とする。）

7 入札の無効

申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において 2 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 落札者の決定

甲府地区広域行政事務組合が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 の額を納付しなければならない。ただし、甲府地区広域行政事務組合財務規則第 78 条で定める各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証人

契約にあたり借受人と連携して、本契約から生じる借受人の債務を負担

する保証人が必要。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 説明会
行わない。

(6) その他
詳細は、募集要項及び仕様書による。